

日常生活用具の種目（屋内信号装置・情報受信装置・通信装置）

作成日：2022/03/08

種目	対象者		性能等	基準額	耐用年数	
	等級	年齢				
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚	2級	18歳以上	呼び鈴や電話などの着信音、火災等を光や振動に変換し知覚できるもの（サウンドマスター、目覚まし時計、屋内信号灯を含む）	87,400円	10年
聴覚障害者用 情報受信装置		2・3級	—	字幕及び手話通訳付きの映像を合成したものをテレビ画面に出力する機能で、災害時には緊急信号を受信するもの	88,900円	6年
聴覚障害者用 通信装置 (ファックス)		2・3級	6歳以上	一般の電話に接続可能で、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器	71,000円	5年
	言語	3級				